

# 令和元年7月 公論出版の新刊書籍 指定工場 & 検査員のバイブル！ここに完成！

新刊「指定自動車整備事業者と自動車検査員のためのマニュアル 四国編」

定価 3,000 円（税込）

検査員選任後の手続は？  
プラグ交換は検査場で出来る？  
目視等による検査は何を見る？  
記録簿記載ミスの違反点数は？  
日常点検項目の取り扱いは？  
屋内作業場変更後の手続は？  
事業の譲渡時に何をやるの？

全ての疑問はこの1冊で解決！



## [変更時等の手続き (一覧)]

注⑨ 第7号様式中、下表の機器については、従来から使用している機器を最初に変更するまでの間は、それぞれ下表左欄の機器とみなす。(認証業務の取扱い・附則3)

第7号様式中の機器	従来から使用している機器 (左欄の機器とみなすことができる)
サーキットテスタ	ボルト・メータ又はアンペア・メータ
充電器	バッテリー・テスタ
ハンディ・バキュームポンプ	バキューム・テスタ
ダイヤル・ゲージ	ダイヤル・ゲージ付きトースカン

5

## 変更時の具体例と提出書類記載例

### ■事業場管理責任者、主任技術者及び共用設備管理責任者の変更届の廃止

○標記については、その変更届を廃止したところであるが、事業場管理責任者、主任技術者及び共用設備管理責任者（事業場管理責任者等）の役割の重要性に鑑み（\*）、事業場管理責任者等を変更する場合にあっては、辞令の交付等を行うことにより、その管理組織体制を明確にするとともに、併せて事業場組織図及び社内規程等についても、その都度変更するよう、関係者に対し周知徹底を図られたい。(事業場管理責任者等の変更届の廃止)

\*「鑑み」かんがみ。先例や規範に照らし合わせる。他を参考にして考える。

### ■事業者の氏名又は名称変更

○提出期限：30日以内

- 提出書類：①第1号様式 自動車分解整備事業申請書（変更届） 2部  
②商業登記簿謄本（法人の場合のみ必要） 2部  
③戸籍謄本（個人の場合のみ必要） 2部  
④認証書の返付

○具体例：会社名の変更（法人の場合）もしくは氏名の変更（個人の場合）



## [変更時の具体例と提出書類記載例]

第1号様式 **変更届時は「申請書」を消す** **届出は記名のみの自動車分解整備事業認証申請書（変更届）** (印不要)

四国運輸局長 殿 **株式会社 公論モーターズ** **株式会社 自動車商会**  
平成30年 5月14日 **代表取締役 徳島純一** (印不要)  
徳島県徳島市応神町2丁目6番 徳島県徳島市応神町2丁目6番

事業者の氏名又は名称	新 <b>株式会社 公論モーターズ</b> 旧 <b>株式会社 自動車商会</b>	左に同じ
事業者の住所	新 <b>徳島県徳島市応神町2丁目6番</b> 旧 <b>徳島県徳島市応神町2丁目6番</b>	左に同じ
事業者の名称	新 <b>公論モーターサービス</b> 旧 <b>公論モーターサービス</b>	左に同じ
事業者の所在地	新 <b>徳島県徳島市応神町3丁目9番</b> 旧 <b>徳島県徳島市応神町3丁目9番</b>	左に同じ

変更から30日以内であること

変更届以外は認証書のとおりに記載する

業務の種類	①普通自動車分解整備事業 ②小型自動車分解整備事業 ③軽自動車分解整備事業 ④軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑤軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑥軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑦軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑧軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑨軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) ⑩軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業)
業務の範囲	1. 軽自動車(軽)分解整備事業 2. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 3. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 4. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 5. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 6. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 7. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 8. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 9. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業) 10. 軽自動車(軽)分解整備事業 (車検不要事業)
事業者の代表 課長 課長	① 自家・専業・販売の別 自家・専業・販売 ② 自家・専業・販売の別 自家・専業・販売
変更年月日	平成 30年 5月 10日 変更理由 <b>株主総会による</b>
認証書号	四国認証 60-XXXX号 認証年月日 ①小・軽 平・②55年 6月 1日
届出番号	四国届第 XXXX号 届出年月日 ①小・軽 平・②55年 6月 1日

### ■屋内作業場の面積・間口・奥行変更

○提出期限：30日以内

○提出書類：①第1号様式 自動車分解整備事業申請書（変更届） 1部

②作業場平面図 1部

- \*1：A4サイズ、又は折りたたんだ状態でA4サイズとする。  
\*2：屋内作業場及び車両置場の寸法を記入する。この場合、10cm未満は切り捨てる。  
\*3：指定工場の場合、指定工場のレイアウトを記載した図面も同時に添付する。



是非一度  
ご覧ください！